

# デジタル手続法第9号施行日(令和4年1月11日)において施行される改正内容

- ① 戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加(住基法第17条)
- ② 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付における戸籍の表示(住基法第17条第1号)及び在外選挙人名簿情報(住基法第17条の2第1項)の取扱いの変更

## 上記②(戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更)の内容

- ・ 本人等請求(住基法第20条第1項)  
市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条第5項】
- ・ 公用請求(住基法第20条第2項)  
市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の2第4項】
- ・ 第三者申出(住基法第20条第3項)  
戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の3第7項及び第8項】
- ・ 特定事務受任者からの申出(住基法第20条第4項)  
戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の3第7項及び第8項】

※戸籍の附票の除票の写しの交付については、住基法第21条の3を参照